

議案第36号

逗子市市税条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を次のように改正する。

令和2年5月14日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第26項中「法附則第15条及び第15条の8」を「法附則第15条、第15条の8及び第62条」とし、同項に次の1号を加える。

(18) 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に施行されたことに伴い、特定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を規定する要あるため提案する。